

告示

埼玉県告示第四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、高須賀用排水路土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和元年五月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住	所
理事	衣川俊男	埼玉県幸手市大字	松石二百二十四番地一
同	鴨田利夫	同	高須賀六百八十一番地
同	小島孝之	同	松石五十番地一
同	増山勝一	同	内国府間七百三十八番地
同	柳田正夫	同	高須賀百六十一番地の二
同	塩野晴司	同	円藤内六百四十四番地
同	渡邊克也	同	六百六十番地三
監事	衣川智	同	松石四十九番地
同	新島浩	同	高須賀四百四十五番地四

二 退任

職名	氏名	住	所
理事	集貝武利	埼玉県幸手市大字	高須賀百四十九番地
同	鴨田利夫	同	六百八十一番地
同	小島孝之	同	松石五十番地一
同	増山勝一	同	内国府間七百三十八番地
同	衣川智	同	松石四十九番地
同	塩野晴司	同	円藤内六百四十四番地
同	富山保	同	七百五十一番地
監事	衣川俊男	同	松石二百二十四番地一
同	新島浩	同	高須賀四百四十五番地四